

令和8年度文京区会計年度任用職員(エデュケーション・アシスタント)登録案内

令和7年12月17日
文 京 区

文京区立の小学校において、学年（第1学年～第3学年）・学級の経営上必要な業務全般の補助、子どもからの相談対応や登下校の見守り、学習・生活指導の補助業務等に従事していただきます。

1 職種等

職種	採用区分	勤務形態	勤務先
エデュケーション・アシスタント	会計年度任用職員	月16日 (1日7時間45分勤務)	文京区立 小学校

2 登録資格

国籍(※)を問わず、

- ・心身ともに健康で、熱意を持って職務に取り組むことができる方（教員免許不要）
- ・子どもたちに寄り添い親切・丁寧な対応ができる方
- ・児童・保護者・教職員等と円滑なコミュニケーションを取れる方
- ・Word や Excel 操作等、担任の学級運営業務を補助できる事務能力がある方
- ・地方公務員としての服務規律を守り、職務に専念できる方
- ・以下に該当しない方
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 文京区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※) 登録できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

3 任用期間

令和8年4月1日（年度途中任用の場合は任用日）から令和9年3月31日まで
※地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、採用後1月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

4 登録手続

登録方法	下記いずれかの方法で、所定の任用申込書を送付してください。教育指導課へ届いた時点で登録とし、登録した旨のご連絡はいたしません。 ※書類の記載には、消せるインクのボールペンは使用しないでください。 ◆持参の場合 ・土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。 ◆郵送の場合 ・郵送事故についての責任は負いかねますのでご了承ください。（個人情報保護の観点から特定記録等のご利用をおすすめします。）
------	---

	<p>◆電子フォームの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のQRコードを読み込むと申請フォームが表示されます。 ・入力後に受付番号のメールが送付されていることを確認してください。 
登録締切	<p>◆令和8年4月1日任用を希望する方◆ <u>令和8年1月16日（金）まで【必着】</u></p> <p>※それ以降は随時登録を受け付け、欠員が発生した場合に登録者の中から選考を行います。ご登録いただいた任用申込書は1年間有効とし、有効期間が過ぎた任用申込書は当課で廃棄します。</p>
申込先	<p>〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 文京区教育推進部教育指導課（文京シビックセンター20階） 電話(03)5803-1300（直通）</p>

5 選考内容

所定の任用申込書による書類選考及び面接

- ◆書類選考を通過した方を対象に面接選考を行います。
- ◆申込書は返却しません。
- ◆面接選考の詳細は、書類選考合格者に対して別途連絡します。

6 勤務条件

報酬	<p>月額201,500円</p> <p>※ 特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」等により、採用まで及び任用期間中に報酬月額等が改定される場合があります。</p> <p>※ 別途、運賃等相当額（上限あり）を加算します。</p> <p>※ 月途中からの任用の場合、勤務日数で報酬を計算し、支給いたします。</p> <p>※ 採用までに給与改定が行われた場合は、その額によります。</p> <p>※ 勤務条件に応じて期末手当及び勤勉手当が支給されます。</p>
勤務日	月16日
勤務時間	1日7時間45分勤務（休憩時間を除く）
勤務場所	文京区立小学校のいずれか
休暇等	年次有給休暇のほか、慶弔休暇等が設けられています。
服務等	地方公務員法に規定する服務の各規定（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等）が適用されるとともに、人事評価、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
任用期間の更新	<p>※会計年度任用職員の任用期間は当該年度末までであり、更新はありません。</p> <p>※翌年度の任用にあたっては、継続を希望する方・新規応募の方を問わず、全員が改めて選考を受ける必要があります。</p> <p>※年度が切り替わる際に、業務の必要性等により、勤務校が変更となる場合があります。</p>

7 社会保険

健康保険（都職員共済組合）・厚生年金保険及び雇用保険の適用となります。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、文京区個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

◎ この選考に関するお問合せは、上記申込先にて取り扱います。